

「原子力委員会 市民参加懇談会 in 富山」の概要

原子力委員会
市民参加懇談会

1. 日 時：平成20年1月21日（月）13:00～16:10
2. 会 場：とやま自遊館 自遊館ホール（富山市湊入船町9番1号）
3. テーマ：原子力 ~ 知りたい情報は届いていますか ~
「新潟県中越沖地震に学ぶ」
4. 出席者：

ご意見発表者

- 新野 良子氏（柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 会長）
川俣 晋氏（東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所ユニット所長（1～4号））
纏纏 一起氏（国立大学法人東京大学地震研究所 教授）
田中 広光氏（高岡市立芳野中学校 教諭）
内藤 信寛氏（柏崎観光協会 会長）
中山 里志氏（刈羽村企画広報課 課長）
廣川 武司氏（社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会 会長）
水野 幹久氏（経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課
原子力保安統括管理官）

市民参加懇談会専門委員

中村座長（司会・進行） 浅田委員、新井委員、小川委員

原子力委員（オブザーバー）

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、伊藤委員

（参加者）147名

（プレス）12社

5. 概要

- (1) 第1部 川俣氏より、新潟県中越沖地震時の柏崎刈羽原子力発電所の影響とその対応についてご説明・ご意見をいただき、水野氏より、「総合

資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会 中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関するワーキンググループ」の検討状況のうち、情報連絡・提供の強化策についてご説明・ご意見をいただいた。また、新野氏、中山氏、廣川氏、内藤氏、田中氏、繽繽氏の順にご意見を伺い、市民参加懇談会専門委員との質疑を行った。(約2時間)

(2) 第2部 会場参加者からのご意見発表では、参加者(4名の方々がご発言)からご意見を伺うとともに、第一部でご意見を発表されたパネリストの方に加え、市民参加懇談会専門委員も交えて活発な意見交換が行われた。(約1時間)

6. 主な内容

(1) 第1部での主な発言と意見交換

<発表者からのご意見>

- 1) 原子力安全・保安院より説明のあった情報連絡・提供の強化策については、中越沖地震発生前に当然取られておくべきものがあると考えるもの、これまで実施できなかったことを明確にすることで、今後何をすべきかが見えてくることになるので、これから対応に期待している。
- 2) 地元住民としては、安全・安心のうち、安心を除いた部分だけの議論では進まない状況にあると考えている。安心の議論は、非常に困難なものであることは理解できるが、そのために、情報の透明性、つまりきちんとした事実と関連する情報をすべて公開することが大切である。
- 3) 刈羽村より村民へ、柏崎刈羽原子力発電所7号機排気筒からの放射性ヨウ素の放出について放送を行ったが、村民が一番知りたい情報は、安心できるのか、安全なのかであり、今回は放送内容にその点の配慮が十分でなかったことが大きな反省点である。また、この放送は、地震発生後3日後に実施したものである。これは、村民に無用な不安、混乱を与えないために、内容を十分に咀嚼した上で情報提供をしなければならないという意識が行政の立場として強く作用したからだと考えている。結果としては、直接村民からの苦情はなかったものの、村民に、安全でしかも安心であることを、いち早く伝える必要があったと考えている。

- 4) 原子力防災訓練において、避難する際に大型バスを利用することがあるが、今回の地震においては、橋に段差ができて道路が遮断されたため、バスでの移動は不可能な状態であった。原子力災害と地震災害との複合災害を考えた場合には、これまでのような避難の想定は役に立たないのではないか。
- 5) 風評被害の原因としましては、国や東京電力の情報提供の仕方に問題があったことが第一に挙げられるが、その情報を伝えるテレビ、新聞などマスメディアの影響も非常に大きい。また、受け手側の原子力に関する知識が不足していることも一因であり、義務教育で原子力教育を行うことが重要である。
- 6) 中学校段階におけるエネルギー教育では、原子力を推進するかしないかという政治判断を子供たちに押しつけるのではなく、原子力だけでなく、エネルギーセキュリティーなどの問題の存在を認識することで、きちんと議論できる土壌をつくることが重要である。今回の事案においては、情報を発信する側だけでなく、情報を受信する側の姿勢も見直していくべきであり、受信する側も情報に振り回されるのではなく、原子力についての基本的な知識を持ち、事実を正しく判断していくことが重要。
- 7) 国や東京電力から安全に関する情報の出し方が遅れたというご指摘が多くあるが、安全であることを確認するためには、膨大な作業を経た上でないと確実なことが言えないものであり、ある程度仕方ない面があることは理解していただきたい。

(2) 第2部での主な発言と意見交換

今回の地震において柏崎刈羽原子力発電所が受けた地震動が、設計時の想定を超えたにもかかわらず、設置許可を取り消す、もしくは一時保留として発電所を停止し、調査するといった対応の検討がなされていないのは問題である。【会場参加者】

現在、新しい耐震設計審査指針に基づいて原子力発電所の安全性を確認する等の作業を進めており、その結果により補強等の対応をすることになる。

運転を単純に継続する前提で進めているということはないことは理解していただきたい。【ご意見発表者】

建設当初活断層と評価していなかったものを平成15年に活断層と評価したにもかかわらず、その時点で公表せず、平成19年12月5日に公表した経緯を説明してほしい。【会場参加者】

建設当初に比べ、活断層についての知見が蓄積したことによって、平成15年に活断層であると評価を改めた。平成15年当時は、活断層と評価したとしても、設計時に想定していた地震動を超える評価にならないこと等から公表するに至らなかった。12月5日に新規の海域調査等の結果を公表するのにあわせて、この過去の経緯を公表した。【ご意見発表者】

情報の提供は、タイミングと正確性が大事であり、住民の求めるものと専門家が考えるものの合意がされていない。住民からすると、結論が出る前の途中経過も大事な情報であると考えており、相互理解のために議論を重ねていきたい。【ご意見発表者】

活断層に関する専門的な知見は、どのくらいの時間経過で、新しい知見が出たり、理解が深まったりするのか。【専門委員】

例えば、柏崎刈羽発電所の申請時にはF-B断層が数キロと評価されていたものが、それからの東京電力や他のさまざまな機関の調査により20キロ相当の活断層であることがわかった。20年くらい経過するとその程度の科学や技術の進歩があるということであり、例えば20年経過すれば必ず評価し直すという形にすべきと考える。【ご意見発表者】

現在、原子力事業者は、定期安全レビューを行っている。これは10年ごとに、その10年間の発電所の運転経験、それから、その間に世界で起きたさまざまなトラブル等を踏まえ、さらに地震学や他の学問分野においても新しい知見が生まれていることから、そうした最新の知見に照らして、自分の発電所の安全性は当初意図した水準にあるのかどうかをレビューして報告書を公表するものであり、これが義務になっている。【原子力委

員】

活断層がないと言われている場所で、なぜ地震が起きて莫大な被害が生じているのか地震学専門家の意見を聞きたい。【会場参加者】

科学技術の限界があり、現在でも多くの活断層が見つかっているが、おそらくそれの数倍あるいは数十倍の活断層が日本の地下にはある。そのような状況で、事前にわかつていない活断層で起こったということである。【ご意見発表者】

日本や海外の原子力発電所や今後の建設予定などの情報が広く公表され、教育の中での題材とすることが大事ではないか。【会場参加者】

実際に世界でどのような動きがあるかについて、できる限り事実を子供たちに伝えることは大事である。また、一部の情報だけ出して、子供の意識を作ることではなく、ありのままをすべて出すことで、子供たちが将来るべき道を議論できる土壤をつくることが大事である。【ご意見発表者】

原子力災害発生の際に、住民が避難をする際の流れを教えてほしい。【会場参加者】

原子力災害が万が一起きたときは、原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が原子力災害の宣言をし、具体的な避難の周知は各自治体が行うこととなる。原子力災害時に立ち上げられるオフサイトセンターでは、風向き等による解析により、どちらに避難すればよいか等の判断がなされ、広く住民に周知されるシステムが構築されている。【ご意見発表者】

複合災害を想定した場合、住民が安全に避難できない等の問題があるのであれば、原子力発電所は止めるべきである。【会場参加者】

民主・公開の点がおろそかになっているところが原子力に対する国民の不

信が高まっている原因と考える。国民が自分なりに判断する情報を適時・的確に提供すべき。【会場参加者】

JCO 事故の後に原子力防災についての法体制が変わり、国が主導する形になった。災害時の対策は時間との勝負であり、地元自治体が十分に動ける体制になっているかどうかが疑問。情報の流れの観点でも、まず国に情報が入り、地元自治体への連絡が遅れるのではないか。【会場参加者】

情報の連絡は国と自治体に同じタイミングで出すことが原則である。【ご意見発表者】

防災計画においては、2000年のJCO事故を契機にして、国の果たすべき役割が強化された。これは、当時、主として地方自治体の方からの要請があったことが大きかったと記憶している。必要な防災資源を大規模に、しかも短時間に動員できるのは国だから、国がきちんとやってくれということ。いろいろな意味で機能、能力を集中できる仕組みとすること、それには総理大臣を筆頭とする国が関与することが肝要ということで、原子力災害対策措置法をつくり、この法案は、国会でも多数のご賛同を得て成立したと記憶している。最近では、地方自治体の首長の権限との関係が明確でないとの意見もあるが、そうした意見も踏まえつつ、見直すべきところがあるとすれば、そうすればよい。ここでは、そういう経過を踏まえて現在の制度ができているということをご理解いただきたい。【原子力委員】